

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	藤井俊行
【住所又は本店所在地】	千葉県市川市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和5年8月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アミファ
証券コード	7800
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	藤井俊行
住所又は本店所在地	千葉県市川市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社アミファ 経理部 副部長 栗原さわか
電話番号	03 - 5785 - 2390

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人(合同会社)
氏名又は名称	レイクラム合同会社
住所又は本店所在地	東京都港区北青山二丁目7番13号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社アミファ 経理部 副部長 栗原さわか
電話番号	03-5785-2390

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 8
訂正される報告書の報告義務発生日	2023年8月23日
訂正箇所	令和5年8月25日に提出しました変更報告書 8について、一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

（訂正前）**【表紙】****【変更報告書提出事由】**

株等保有割合の1%以上の減少
提出者の重要な契約変更等
保有株券等の内訳の変更

（訂正後）**【表紙】****【変更報告書提出事由】**

株等保有割合の1%以上の減少

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/ 2】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	153,000	90,000	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 153,000	P 90,000	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		243,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/ 2】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	243,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	243,000	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		243,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/ 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和5年8月24日、みずほ信託銀行株式会社との間で、保有する株式の売却を目的とし、自らを委託者兼受益者とする有価証券処分信託契約を締結いたしました。信託設定株式数は90,000株とし、信託期間は令和5年8月24日から令和6年8月23日までとしております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/ 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（1）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	178,400	90,000	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			

株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	178,400	P 90,000 Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		268,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正後）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（1）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	268,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	268,400	P Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		268,400

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---